

令和4年度

古賀市介護保険サービス事業所合同集団指導(文書開催)

【 内 容 】

(1)事故報告実績(令和3年度報告分)について……………資料1

(2)古賀市への主な質疑事項について……………資料2

(3)ケアプラン点検(令和3年度実施分)の報告について……………資料3

(4)自己作成扱いについて……………資料4

(5)事業所指定等の手続について……………資料5

(1)事故報告実績(令和3年度報告分)について (資料1)

令和3年度に報告のあった事故報告についてお示します。報告された事故件数は増加しています。以前に比べ、ささいな事故であっても「介護事故」として取り扱うようになっており、介護サービスに関する意識の向上の結果と感じています。「介護事故」として取り扱うことの目的は、同様の事故が発生しないように、事故の原因や対応等を検証し、事故防止策を強化していくことです。限られた人員のなかで、安心・安全な介護サービスの提供ができるよう、引き続き対応をお願いします。

発生状況を施設別にみると、特別養護老人ホームが一番多く、次いで、グループホームが多い状況となっており、令和2年度も同様の傾向にあります。事故の種別をみると、転倒が一番多く、次いで誤薬が多い状況となっており、こちらも令和2年度も同様の傾向です。

(2)古賀市への主な質疑事項について (資料2)

介護保険サービス等に関する質問や照会をいただいた中で、主な事項についてお示します。

(3)ケアプラン点検(令和3年度実施分)の報告について (資料3)

令和3年度に実施した、ケアプラン点検について報告します。

16件のケアプランを点検させていただきましたが、指摘事項として多かったものを記載しておりますので、参考にいただければと思います。

(4)自己作成扱いについて (資料4)

自己作成扱いについて、これまでの運用から、若干整理させていただきましたので、ご確認下さるようお願いいたします。

要支援を対象とした総合事業については、自己作成による総合事業のサービスは利用できないことから、更新申請や区分変更申請時におけるケアプランの作成には注意が必要です。認定結果が「要支援」と見込まれる場合については、事前に圏域地域包括支援センターに必ずご相談下さるようお願いいたします。

(5)事業所指定等の手続について (資料5)

居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービス事業の指定等の手続について、改めてお知らせしますので、ご確認下さるようお願いいたします。